

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年4月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第16号

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災の被災者を支援する活動への職員及び県費負担教職員の参加を容易にするため、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)に規定する特別休暇の特例を定めるものとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例)

第2条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第3号の2及び第19条の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日)」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第16条の表」とあるのは「第16条の表(東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則(平成23年鳥取県人事委員会規則第16号))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例)

第3条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第3号の2及び第18条の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日)」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第15条の表」とあるのは「第15条の表(東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則(平成23年鳥取県人事委員会規則第16号))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。